除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第６号
石川県小松市木場町カ81番地
申立人　株式会社小田ゴウセン（公示催告手続開始決定時の商号株式会社小田テックス）
代表者代表取締役　小田外喜夫
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月13日
平成24年４月16日　小松簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＡ02737
金額　691,112円
支払期日　平成24年１月20日
支払地　石川県小松市
支払場所　株式会社福井銀行小松支店
振出日　平成23年11月15日
振出地　白地
振出人　株式会社小田テックス　代表取締役　小田外喜夫
受取人　有限会社山本テクスチュア
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１２２号
名古屋市熱田区大宝４丁目16番28号
申立人　有限会社田中重量
代表者代表取締役　田中　広司
申立人代理人弁護士　平松　清志
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月18日
平成24年４月19日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＢ209745
金額　1,304,143円
支払期日　平成22年１月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行大阪本店営業部
振出日　平成21年10月13日
振出地　大阪市
振出人　東洋鋼管株式会社　代表取締役　小佐井　優
受取人兼第一裏書人　北口精機株式会社　代表取締役　北口　道雄
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第６号
愛知県碧南市六軒町３丁目48番地
申立人　衣浦工業株式会社
代表者代表取締役　角谷　源規
申立人代理人弁護士　浅井　正
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月19日
平成24年４月20日　安城簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＦ49885
金額　100,000円
支払期日　平成22年５月５日
支払地　愛知県碧南市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行碧南支店
振出日　平成22年２月25日
振出地　愛知県碧南市港本町４番地56
振出人　株式会社三共工業所　代表取締役　長田　昌昇
受取人　藤塗装工業株式会社
裏書人　藤塗装工業株式会社　代表取締役　藤浦　武
被裏書人　衣浦工業株式会社
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第３号
兵庫県加古川市平岡町西谷北側126番地
申立人　小村産業株式会社
代表取締役　小村　三郎
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月18日
平成24年４月19日　加古川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ705641
金額　239,400円
支払期日　平成23年11月27日
支払地　加古川市
支払場所　姫路信用金庫加古川支店
振出日　平成23年７月25日
振出地　加古川市尾上町養田1378番地
振出人　オークラ工業株式会社　代表取締役　大庫　俊介
受取人　申立人
最終所持人　申立人

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２３年（へ）第２号
長崎県南島原市有家町原尾2375番地
申立人　白石　治市
権利の届出の終期　平成24年４月13日
平成24年４月20日　島原簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　南島原市有家町原尾字山ノ内1883番１
畑　717平方メートル
⑵登記年月日番号　長崎地方法務局島原支局大正12年10月24日受付第2864号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　大正12年10月24日設定
債権額　金100円
弁済期　大正13年６月25日
利息　１月１分１厘
支払日　６月12月各25日
抵当権者　南高来郡島原町330番地
株式会社肥州銀行

平成２３年（へ）第３号
長崎県南島原市有家町原尾2365番地
申立人　白石佳津枝
権利の届出の終期　平成24年４月13日
平成24年４月20日　島原簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　南島原市有家町原尾字東木場2636番田　880平方メートル
⑵登記年月日番号　長崎地方法務局島原支局大正12年10月24日受付第2864号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　大正12年10月24日設定
債権額　金100円
弁済期　大正13年６月25日
利息　１月１分１厘
支払日　６月12月各25日
抵当権者　南高来郡島原町330番地
株式会社肥州銀行

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８７９号
北海道江別市幸町９番地の11
債務者　丸善設計興業株式会社
代表者代表取締役　高橋　悟
１　決定年月日時　平成24年４月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高木　淳平
４　破産債権の届出期間　平成24年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２号
栃木県大田原市前田42番地
債務者　黒羽建設有限会社
代表者代表取締役　安藤　孝
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五味淵郁章
４　破産債権の届出期間　平成24年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２９号
栃木県鹿沼市武子2030番地３
債務者　島田木工有限会社
代表者代表取締役　島田　孝夫
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　貝塚　美浩
４　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係